

を表示している。B の表は、償還金額について同様の内容を表示している。さらに、C や D は、償還された全ての薬剤の総処方量（包装単位数）や総償還価格の過去1年間の月別推移を示している。添付資料5は、検索条件を変え、プロトンポンプインヒビターについて、全件表示を指定した画面であり、添付資料6はその検索結果である。例えば、A の表で一番上に掲載されている“MOPROL 20MG GELULE 28”は、プロトンポンプインヒビターの中では最も処方量の多い薬剤であるが、全医薬品の中では21番目にランクされる。また、B の表でも“MOPROL 20MG GELULE 28”が一番上に掲載されており、プロトンポンプインヒビターの中で最も処方金額の高い薬剤であると同時に、また全医薬品の中でも1番にランクされていることがわかる。さらに、C や D を見ることにより、プロトンポンプインヒビター全体の処方量と処方金額の推移を把握することができる。

また、後発品の利用状況についても、同様なデータを表示できる。添付資料7の表は、地方疾病金庫で償還された後発医薬品を処方量の多い順に並べ、先発品を含む全ての薬剤の中での処方量ランキングを表している。添付資料8は、償還金額に関して同様の内容を表している。添付資料9は、全体の後発品の処方割合（処方量ベースおよび金額ベース）を示している。グラフ中、Génériques が後発品、Référénts が後発品のある先発品、Autres がその他、すなわち後発品のない薬剤（特許期間中の先発品等）を表している。添付資料10は、後発品を利用可能な薬剤、すなわち Génériques+Référénts の中での後発品の処方割合（処方量ベースおよび金額ベース）の推移を示している。このようなデータから後発品の利用状況が把握可能である。

今後のデータ活用について、3つのことが検討されている。まず、SiAM の薬剤のデータベースから、患者集団毎（例えば、年齢層別、性別など）の薬剤使用状況を把握できるようにすることである。疾患名はデータベースにないが、薬剤の分類から病名を推測して、疾患毎の使用状況の把握についても検討されている。2点目として、今後は、医師がデータベースにアクセスできるように計画中である。3点目としては、被保険者へのフィードバックであり、例えば、薬剤の服用量の多い人に対し、服用している薬剤の名称、量などの情報を提供するというものである。これらの計画については政府も支援しており、莫大なデータを有効活用し、薬剤の使用の最適化をすることを目指している。

- ・ フランス医療保障制度に関する研究会編：フランス医療関連データ集 2002年版.医療経済研究機構 2003
- ・ Les entreprises du médicament (LEEM) インタビュー 2004.2.24

Ⅲ. 韓国

1. 韓国の医療保険の概要

韓国では、国民健康保険公団（National Health Insurance Corporation）が唯一の医療保険者として存在する。診療報酬の審査は、これと独立した専門組織である健康保険審査評価院（Health Insurance Review Agency）が行っている。医療機関等(注)への診療報酬の支払は、健康保険審査評価院による審査結果通知の後、保険者である国民健康保険公団自身が実施している(図)。

韓国では、1976年12月の健康保険法（Health Insurance Act）全面改正以降、本格的な医療保険制度の導入・適用拡大が進められてきた。1977年7月に、従業員500人超のすべての会社は、健康保険を提供するよう義務付けられ（職域組合）、その後、保険の担保範囲は自営業者に広げられた（地域組合）。こうして、対象者を職域と地域に区分適用された形で1989年に皆保険を達成した。

1997年、国民健康保険法（National Health Insurance Act）が制定されたことによって保険者の統合が開始された。まず227の自営業者健康保険団体（地域組合）と公務員・私立学校従業員健康保険組合が統合され、国民健康保険管理公団が創設された。さらに2000年7月に、職域組合を含めた全ての健康保険運営制度が統合され、国民健康保険公団が唯一の保険者として設立された。

医療保険統合前は、保険者団体（中央機関）である医療保険連合会（National Federation of Medical Insurance）が診療報酬の審査・支払を行っていた。しかし、保険者統合時の議論の中で、適切な医療の確保のためには、保険者や医療供給者からは独立した専門的・中立的な審査機関が必要であるとの合意がなされた。こうして、2000年7月1日に、国民健康保険公団とは別個に、健康保険審査評価院（Health Insurance Review Agency）が創設された。

注：国民健康保険法第40条第1項および第2項に規定される保険医療指定の医療機関、薬局、公衆衛生施設（保健所、保健支所、保健診療所）

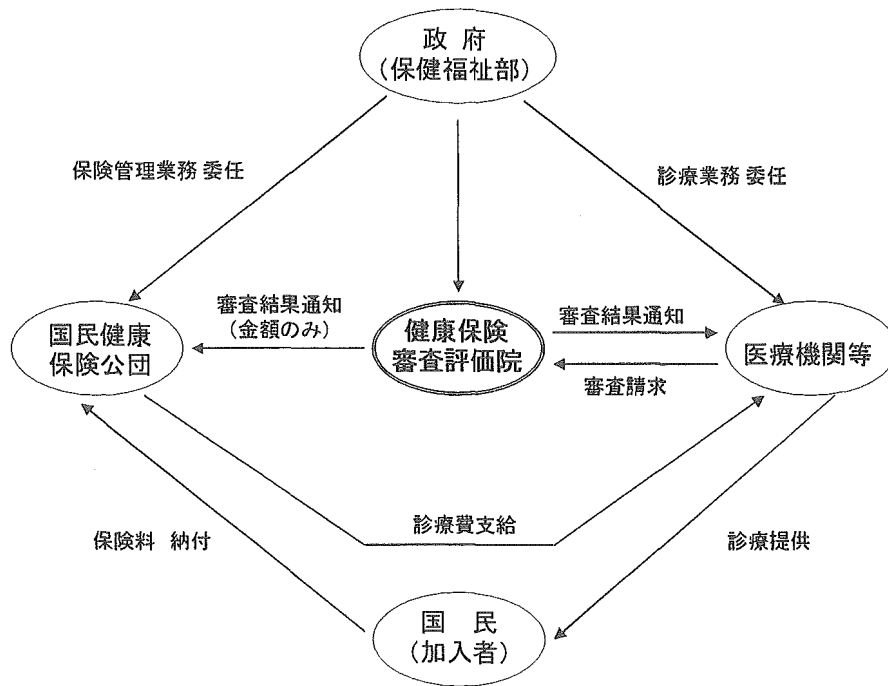


図. 韓国における診療報酬の審査・支払の流れ

2. レセプトの記載内容とレセプトデータ利用

韓国における診療報酬請求は、紙媒体、CD-ROM やフロッピーディスクなどの電子的記録媒体、電子的データ交換（EDI）システムを用いたオンライン請求のいずれも使用されているが、EDI 常用サービスを開始した 1996 年以降 EDI 化が急速に進んでおり、現在、総請求件数の約 90%を占めるにいたっている。

一方、レセプトに記載されている事項は、以下の通りである。審査基準に従い当該傷病に対する薬剤投与の妥当性等も含め審査がされている。

- ・健康保険加入者（世帯主）姓名、事業場名
- ・受診者 住民 ID 番号・姓名
- ・医療機関名・医療機関番号
- ・傷病名および部位（傷病分類番号 ICD10・手術・診療科目・療養開始日・診療結果等）
- ・来院日
- ・使用薬剤（区分・薬剤コード・分類名および品名・単価・1日投与・総投与・金額等）
- ・区分別点数（診察・投薬・注射・麻酔・理学療法・精神療法・処置および手術・検査等）
- ・給付費総額
- ・本人負担金
- ・請求額 等

審査評価院では、レセプトデータのデータ・ウェアハウスを構築している。審査評価院では、国民の医療の質を向上させる目的で、医療サービスの質が適正か否かの評価も行っており、レセプトデータを活用して、診療・処置・投薬・検査などが医学的に妥当であったか、費用対効果の側面で効率的であったかといった医療サービスの適正性、効果、効率性をみるため、様々な指標を医療機関別に集計している。具体的には、外来患者への抗生物質処方割合、注射剤処方割合、その地域格差の集計などである。また、帝王切開の実施率を、レセプトデータを用いて医療機関ごとに比較し、基準を超えた医療機関に対しては、追加して別のデータ提出を求め、分析するなど、追加の詳細な評価も通常行っている。

外部に対するレセプトデータの提供は、個人情報保護の観点で禁じられているため、行っていない。

表. 審査評価院の医療サービス適正性評価プログラム (2001~2003年)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断方法と処置の有効性 <ul style="list-style-type: none"> － 幹細胞移植(2001) － 帝王切開、血液透析、輸血、膝関節形成術(2002~2003)
<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアの質 <ul style="list-style-type: none"> － 社会福祉法人に属している医療施設(2001) － CT、ECU(2002~2003)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 処方箋 <ul style="list-style-type: none"> － 処方の適正性(2001~) ; 抗生物質、注射剤、薬剤費

3. まとめ

韓国においては、保険者、医療機関から独立した団体である健康保険審査評価院が診療報酬の審査を実施している。審査評価院の業務は、医療機関への支払は行わない点、医療の適正性評価等も行う点などの特色が見られる。韓国では電子的データ交換(EDI)システムを用いたオンライン請求が普及しており、総請求件数の約90%を占める。このため、審査においても著しい効率化が図られている。また、審査評価院ではレセプトデータのデータ・ウェアハウスを構築しており、医療の適正性評価のため積極的に活用されている。

一方、審査評価院では、今後、減額査定などを減らしていくため、これまで実施してきた事後の「審査・調整」を中心とした業務から、事前に医療機関等を訪問して指導するなどの、予防的な業務も行う「総合管理体系」に転換すべきであると考えている。審査については、評価の基準をより合理的かつ透明に整備するとともに、統計技法を活用して審査の効率性を向上させたいと考えている。

医薬品の使用ならびに価格に関する国際比較研究
報告書

平成 16 年 3 月

発行: 財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構

〒105-0003 港区西新橋 1-5-11 第 11 東洋海事ビル 2F

TEL : 03 (3506) 8529

FAX : 03 (3506) 8528